

BTMU

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【(新)企業所得税法実施細則への対応】 (その2)細則の重点ポイント

長らく公布が待たれていた《中華人民共和国企業所得税法実施条例》(以下「新条例」という)が 12 月 6 日付で公布され、2008 年 1 月 1 日から実施される。新条例は 8 章 133 条からなるもので、外商投資企業が留意すべきポイントを下記にとりまとめた。

税率はご承知のとおり 25%。納税義務者は、**内国企業**(中国語では「居民企業」)及び**非内国企業**(中国語では「非居民企業」)となる。ここでいう内国企業とは、法律により中国に設立された企業で、従来の内資企業、合併企業、合作企業及び外商独資企業を含む、資本の出所により企業の性質及び税法を区別していたこれまでの税法から大きく脱却した区分だ。

注目点は、法律により中国に設立された企業ではない、例えば香港法人や日本法人の、「実質的な管理機構」が中国国内にあれば、中国の内国法人として本国の利益に課税されると規定している点。香港に材料調達のためのペーパーカンパニーを持ち、実際には中国の委託加工工場が出向者の勤務場所という生産体制の華南の日系企業では、香港法人の実質的な管理の場所が中国にあるとされ、香港法人の利益が中国で課税される可能性がある。華南委託加工工場は日本のタックスヘイブン対策税制でも課税の対象となり、最悪の場合は、香港法人の利益に、香港、中国、日本の三か国・地域が課税する異常な事態にもなりうる。中国がどこまでこの条項をがちがちに使うかは要注意だ。

損金に計上できる費用の規定で目新しいところとしては、

- ・合理的な範囲での実額支給給与(これまで内資は 1,600 元までと損金控除に限度があった)
- ・福利費支出、労働組合費用、職員教育経費の損金算入として、それぞれ 14%、2%、2.5%を上限とする
- ・経営活動の関連のある交際費の 60%損金控除(但し売上高の 0.5%が上限)
- ・収入の 15%までの広告費実額の損金控除

がある。

企業間での管理費の付け替えに関しては損金不算入という規定がみられ、グループ内で提供される管理性行為に対しては、原則として個々の会社に対するサービスの提供であることが必要となる。イントラグループサービスのように、複数の海外子会社に統一基準で割振られる費用の損金性が未だ微妙なところにある。

固定資産の償却では、これまでの標準償却年数(建物 20 年、機械設備 10 年、器具工具 5 年)に、新たに車両等 4 年、電子設備 3 年が加わった。また、劣化の激しい資産は 60%までの年数の短縮、或いは通常の 2 倍償却を選択することもできる。また、残存価額をこれまでの取得価額の 10%から企業の任意で決められるようになったことも大きい。日本も平成 19 年度税制改正で、備忘価額(1 円)まで償却できるようになっており、中国でも 1 元まで償却することができるようになる。ただし、償却方法の変更は年度開始前に税務局へ届け出る必要があり、システムの変更とともに必要な手を急がなければならない。

新条例で新たに定められた優遇は技術移転の促進、ハイテク産業の保護を基本としている。

- ・技術譲渡所得の年間 500 万元以下の部分を免税、500 万元超の部分に半減税率が適用される。
- ・新技術、新製品、新製造ノウハウに関係する研究開発費の実額の 50%部分を加算して損金算入できる。

といった規定が明記された。

期待されているハイテク企業の認定基準であるが、今回の実施細則では明らかにされなかった。草案段階であった形式基準（ハイテク製品売上比率が 60%以上、大専以上の従業員数 30%以上、研究開発費用が年間売上高の 2%（売上 2 億元以上）から 6%（売上 5 千萬元以下）を超えること）の条件が厳しすぎたものと思われ、外資系企業もハイテク企業認定を受ける可能性が残ったことは朗報である。「国家の重点支援ハイテク領域」に合致する企業と認定されれば、所得税率 15%の優遇を享受することができる。ただ、その見返りとして中国への技術移転が条件とされることもあるので、安易に低い税率に飛びつくのも思案のしどころだろう。

当実施条例では、中央が地方に配慮した点がいくつかみられる。

- ・内陸地域の税率優遇或いは特定沿海地域のハイテク企業への税率減免優遇が、今回の規定に明記されなかった。西部大開発（内陸部への）投資への税制優遇等が、今後制定されるものと予想される。
- ・連結納税について、税法本則に規定されているものの、実施条例に具体化されなかった。投資性会社が 100%持分を有する中国子会社の総公司での連結納税は、地方の税源を奪うことにもなるため、国务院の別途定める規定に基づき慎重に対応するものと思われる。おそらくは、内資企業の事例が先行するものと思われるが、内外不差別原則から連結納税をする相応の必然性があれば、個別認可を受けられる可能性も残されている。

移転価格関係で目を引くのがコストシェアリング。これは、日中共同で研究開発する R&D 費用を、将来のベネフィットに応じて割り振ることができる契約だ。R&D 費用がもっぱら日本で発生し、子会社で製造して中国マーケットで売るという場合には、中国子会社に利益がたまるので、これまではロイヤリティ方式により日本が R&D 費用を回収してきた。今後は研究開発コストをシェアする方式で、一括回収することもできるわけであるが、その代わりに開発の権利もシェアするので、ロイヤリティの送金はできなくなる。いずれが有利不利というものではないが、選択肢が広まったことは朗報である。

移転価格関係では更に、企業とその関連者のみならず、その企業の同業他社にまで移転価格関連資料を提出する義務を負わせているところが中国らしい。自社の調査なのか他社の調査の参考資料なのか、資料収集の目的は明かされるのか、資料提出の範囲はどこまでか、提供資料の機密性は確保されるのか、実際の運用が見えない規定である。

最大の問題は、これまで発行された膨大な数の通達であり、今後どう整理していくのか。新条例の運用が実際に始まってから、企業は数多くの問題に直面するだろう。中国的な臨機応変の対応が企業に求められる。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸（公認会計士）

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**11月全国70大中都市の住宅販売価格 10.5%上昇**: 11月の全国70大中都市の住宅販売価格は前年同月比、10%を突破して10.5%の上昇を記録した。うち、新築物件の販売価格は同12.2%の上昇、伸び率は前月比 1.6 ポイント上昇した。都市別で上昇率が高かったのは、ウルムチ(21.1%)、寧波(18.8%)、北海(18.3%)、北京(17.4%)、長沙(17.2%)等。4月から上昇幅の拡大が続いており、国家発展改革委員会は今後有効な不動産政策の検討を進めるとしている。

◆**2008年財政活動方針の重点は「経済構造の調整」と「物価安定の促進」**: 財政部長は19日に開かれた全国財政工作会議で、2008年の財政活動について、引き続き穏健な財政政策の下、通貨政策とも協調しつつ、経済構造の調整と物価安定の促進を目指す方針を明らかにした。具体的な活動の重点として、社会保障、衛生、教育、住宅保障等への大幅な財政支出の増加、技術革新、省エネの支援、生活必需品の供給保障等の施策を挙げている。

【産業】

◆**2008年自動車生産・販売台数予測 1,000万台超え**: 国家信息中心は21日、最新の経済予測分析報告を発表、製品油価格の調整、燃料油税の課税等が実施されない場合、2008年の自動車生産・販売量は2007年比約20%伸びて1,000万台を超えるとの見方を示した。内訳は、乗用車が21%増の約780万台、商用車が17%増の約290万台。報告では、来年の自動車市場は比較的速い成長を維持する一方、価格は引き続き下落傾向が続くと予測、今後のマクロ政策動向によっては成長が減速する可能性もあると指摘している。

【貿易・投資】

◆**「加工貿易禁止類商品目録」の追加品目を発表**: 21日、商務部と税関総署は共同で新たな「加工貿易禁止類目録」(原料材の保税輸入による加工貿易を禁止する)を公布、589品目が追加された。主に低付加価値の製品が対象。目録の内容は商務部のHPをご参照。

→<http://www.mofcom.gov.cn/accessory/200712/1198545071384.xls>

【金融・為替】

◆**違法な貸出資金が不動産・株式市場へ流入 バブル要因を増幅**: 中央銀行の副総裁は、先頃開催された「商業性不動産融資の管理会議」の席上、違法資金が不動産・株式市場へ流れバブル要因を増幅させていると指摘、増大する融資リスク、過熱する不動産市場について、日本や香港の不動産バブル、米国のサブプライムローン問題等の国際社会の経験から教訓を学ぶべきとの見方を示した。9月末に「商業性不動産ローンの管理強化に関する通知」が発表されたが、一部の商業銀行では未だに規制に違反する貸出が行われており、こうした不動産融資の管理を強化する狙いから、今月11日には住宅ローン申請の審査強化を求める補充通知も発表されている。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY	前日比	HKD	前日比	EUR	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.12.17	7.3750	7.3750~7.3877	7.3873	0.0158	6.5321	-0.0250	0.9468	0.0015	10.6195	-0.1315	3.1900	5116.85	-137.8600
2007.12.18	7.3840	7.3785~7.3867	7.3852	-0.0021	6.5233	-0.0088	0.9467	-0.0001	10.6258	0.0063	2.8200	5074.09	-42.7600
2007.12.19	7.3824	7.3750~7.3845	7.3768	-0.0084	6.5198	-0.0035	0.9455	-0.0012	10.6075	-0.0183	2.5000	5185.13	111.0400
2007.12.20	7.3770	7.3673~7.3770	7.3694	-0.0074	6.5094	-0.0104	0.9443	-0.0012	10.5705	-0.0370	2.4000	5292.40	107.2700
2007.12.21	7.3660	7.3550~7.3790	7.3696	0.0002	6.5088	-0.0006	0.9444	0.0000	10.5941	0.0236	2.1600	5353.76	61.3600

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は、先週末比小幅安となる 7.3750 でオープン。週初より週間安値となる 7.3877 まで下落し週前半は 7.38 台での推移となったが、下値は堅く週後半にかけて再び高推移となり、週末には 7.3600 を上回り為替制度変更後の最高値を更新した。しかし同水準では高値警戒感燃り、引けにかけて再び 7.38 近辺まで反落したものの結局 7.37 近辺にて越週となっている。来週は、年末を控えた実需筋の米ドル買いに人民元の上値が抑えられることもあろうが、市場参加者が少なくなる月末にかけて上昇速度が加速する可能性は念頭に置いておきたい。

尚、先週 20 日に中銀は基準金利の引き上げを発表した(実施は 12/21 から)。中国ではこれまでの金融引締め策の効果が限定的となっている中、インフレ抑制及び景気過熱防止を目的とした利上げであるが、今回の特徴は預金金利の引き上げ幅が貸出金利よりも大きいこと、但し預金金利の中でも流動性預金に性格の近い要求払い預金金利は引き下げられたことである。これは当局が株式投資や不動産投資と比較した預金商品の魅力を高め、また要求払い預金から固定性の定期預金への資金移動を促すことが狙いと考えられる。いずれにせよ、これで今年に入り利上げは 6 度目となった他、先に発表されている金融機関による貸出残高抑制策とも合わせると、足元では金融引締めスタンスが一層鮮明になりつつあり、一部では金融の引締め過ぎによる「オーバーキル」も懸念され始めている。上海 A 株も 10 月の高値から足元では約 15%程度下落しており、これまでは他のアジア株下落局面でも上昇することが多かっただけに今後の当局の動向や株価推移が注目される。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。